

日本友和会「沖縄辺野古訴訟についての声明文」

内閣総理大臣 安倍晋三殿
内閣官房長官 菅 義偉殿
沖縄・北方担当大臣 鶴保庸介殿

2016年9月16日福岡高裁那覇支部(多見谷寿郎裁判長)は沖縄県名護市辺野古の新基地建設を巡り、国側が沖縄県の翁長雄志知事を訴えた「辺野古違法確認訴訟」判決で国側の請求を認め、県側の埋め立て承認取り消しを違法と認定しました。

この判決はわが国の今後のあり方について大きな問題を残しました。憲法92条『地方自治の基本原則』には「地方公共団体の組織および運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」とあります。しかし今回、地元住民の圧倒的多数の声をまったく無視し、必要な法案の整備抜きで『日米安全保障条約』を名目に国側の主張を「違法」と認定しました。今後、政府が必要と認める「安全保障上の政策」は、その生活が甚だしく影響される地方住民の意向に関係なく実施してよいという先例を残すこととなります。

しかも憲法95条『特別法の住民投票』では、「一つの地方公共団体のみに適法される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、それを制定することができない」とあります。翁長雄志沖縄県知事の承認取り消しを「違法」と認定する前に、国はみずから果たすべき法的手続きを怠っていることを猛省し、改めて即時、適切な手続きを取るべきです。

さらに大原則として日本国憲法の前文に「日本国民は、正当に選挙された国会における代表を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その権利は国民がこれを享受する。(棒線筆者、以下略)」とあります。これは日本国政治の要であり、特定の内閣が、ある時期、他国と取り交わした条約より優位な存在です。

施について非常に心を痛めております。特に辺野古や高江で非暴力の坐りこみにより意志表示する住民を、本土から派遣された機動隊や警察官が手荒に扱い負傷者を出し、根拠不十分の不当逮捕が続出していますが、その報道は伏せられています。菅官房長官は今回の判決を受け、「和解をしたい」とおっしゃいました。それならば暴力によって住民を脅さず、まず沖縄住民の話を聞き、対等の立場で話しあう姿勢を示して下さいようお願いいたします。

平成28年9月19日

日本友和会 理事長 飯高 京子

事務局長 水戸 潔

〒432-8033 浜松市中区海老塚2-25-509